

# 豊山町

## 下水道事業経営戦略

令和3年3月

豊山町

---

# 目次

はじめに .....	1
1 事業概要 .....	3
(1) 事業の概要 .....	3
(2) 民間活力の活用等 .....	4
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 .....	5
2 将来の事業環境 .....	11
(1) 行政区域内人口と水洗化人口の予測 .....	11
(2) 有収水量の予測 .....	12
(3) 使用料（使用料収入）の見通し .....	13
(4) 施設の見通し .....	13
(5) 組織の見通し .....	13
3 経営の基本方針 .....	14
(1) 公共下水道の役割 .....	14
(2) 計画的で安定した公共下水道事業の推進 .....	14
4 投資・財政計画（収支計画） .....	15
(1) 投資・財政計画（収支計画） .....	15
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明 .....	16
(3) 投資・財政計画（収支計画）のポイント .....	18
(4) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の概要 .....	21
5 経営戦略の事後検証、改訂等に関する事項 .....	23

## 巻末資料

用語解説

経営比較分析表（平成 30 年度決算）

投資・財政計画

# はじめに

## 1 経営戦略策定理由

下水道事業においては、下水道の未普及解消に向けての継続的な投資や人口減少等に伴う使用料収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められています。

このような中、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、総務省は平成26年度に中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請しました。

このため、豊山町は計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努め、持続可能な下水道事業運営を行うことができるよう、「豊山町下水道事業経営戦略」を策定しました。

## 2 公共下水道事業の概要

本町の公共下水道事業は、新川流域下水道（新川東部処理区）を上位計画として、平成13年度に事業着手し、今日まで鋭意事業の進捗に努め、令和元年度までに汚水については、全体計画約399haのうち約219haの面整備が完了し、雨水については、約124haの整備が完了しています。

整備方針図を次頁の図1に示します。

## 3 計画期間

本経営戦略の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間としています。

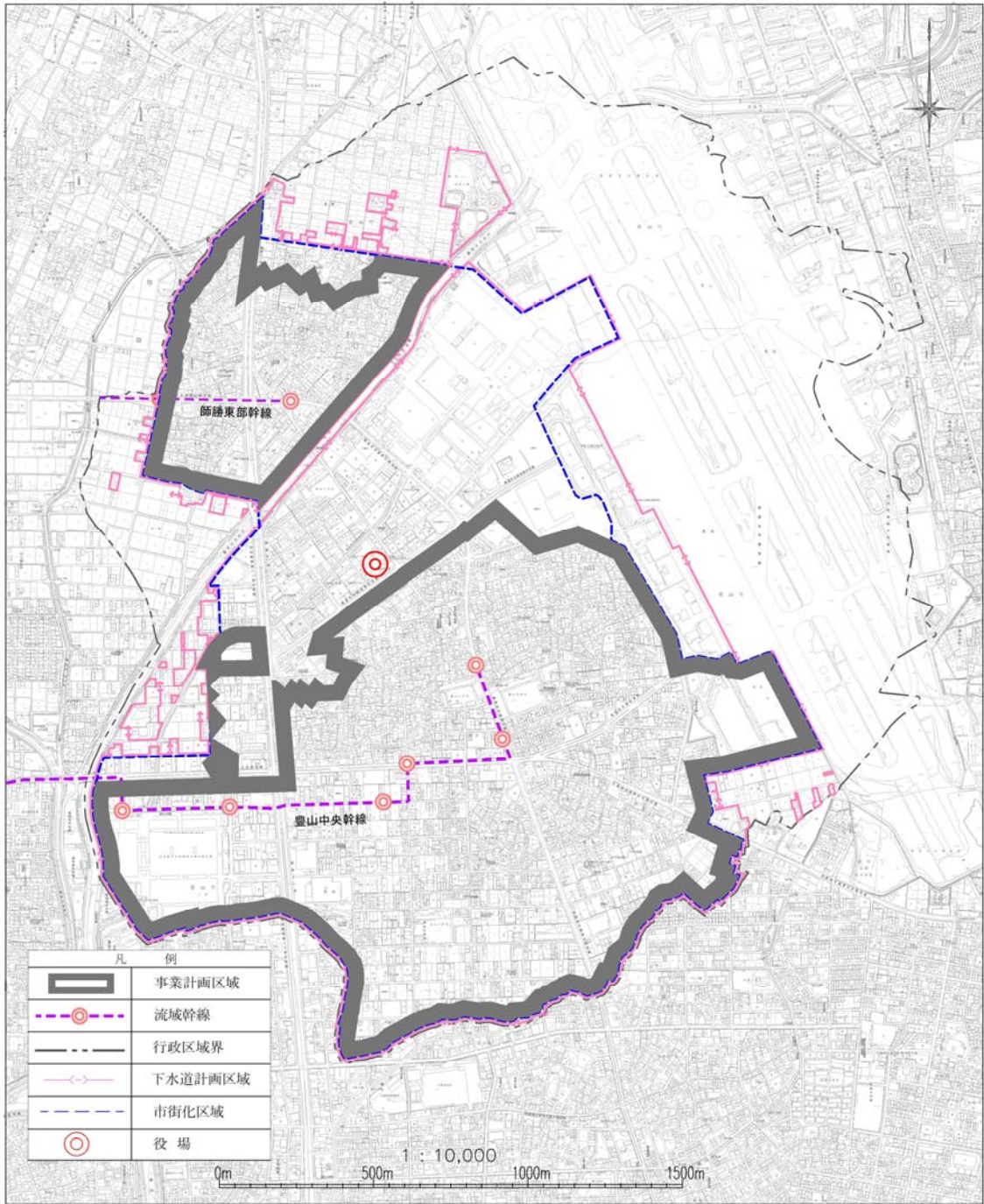


图 1 下水道計画一般図

# 1. 事業概要

## (1) 事業の概要

### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成20年3月	法適 <sup>※2</sup> (全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (適用予定日 令和6年4月1日)
処理区域内人口密度	令和元年度末 52人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	1処理区 (新川東部処理区)		
処 理 場 数	なし (流域下水道)		
広域化・共同化・最適化 実施状況 <sup>※1</sup>	愛知県による広域化・共同化ブロック会議に参画		

※1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設 (定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備 (総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合 (使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等) を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること (処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合 (処理区の統廃合を伴わない。) を指す。

※2「法適」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。「非適」とは、地方公営企業法を適用していない事業であることを示す。「全部適用」とは、地方公営企業法をすべて適用していることを示す。「一部適用」とは、地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

### ② 使用料 (税抜き)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料	600円			
	従量使用料	排除汚水量	1m <sup>3</sup> ～ 10m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 40円	
			11m <sup>3</sup> ～ 30m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき100円	
			31m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき150円	
			51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき200円	
		101m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき230円		
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ				
その他の使用料体系の概要・考え方	公衆浴場	基本使用料：600円 従量使用料：1m <sup>3</sup> につき40円			
条例上の使用料 <sup>※3</sup> (20m <sup>3</sup> /月) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,000円	実質的な使用料 <sup>※4</sup> (20m <sup>3</sup> /月)	平成29年度	2,900円
	平成30年度	2,000円		平成30年度	2,900円
	令和元年度	2,000円	※過去3年度分を記載	令和元年度	2,800円

※3 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>/月の使用料をいう。

※4 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの (家庭用のみでなく業務用を含む) をいう。

③ 組織

職 員 数	5人
事業運営組織	産業建設部－建設課－下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	未実施
	イ 指定管理者制度	未実施
	ウ PPP・PFI	未実施
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ※4	未実施
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ※5	未実施

※4「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

※5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

#### ■ 平成30年度決算経営比較分析表（公共下水道事業）

経営比較分析表において収益的収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率及び水洗化率の各指標にて、経営の健全性、効率性の確認を行いました。

以下に各指標の現状分析結果を示します。指標の分析に際しては、全国平均及び類似団体\*平均を用いて実施しました。

※ 総務省にて自治体を以下の3つの指標にて分類、本町と同じ分類は15団体 以下参照

愛知県愛西市、清須市、あま市、弥富市、扶桑町、大治町、蟹江町

神奈川県真鶴町、奈良県平群町、斑鳩町、安堵町

徳島県北島町、愛媛県砥部町、沖縄県南城市

表1.1 類似団体分類表

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	34
	75人/ha以上		Ab	31
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	49
		30年未満	Ac2	4
50人/ha未満		Ad	53	
3万以上	100人/ha以上		Ba	7
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	21
		30年未満	Bb2	5
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	48
		30年未満	Bc2	28
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	132
30年未満		Bd2	47	
3万未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	15
		15年以上	Cb2	28
		15年未満	Cb3	15
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	100
		15年以上	Cc2	205
		15年未満	Cc3	50
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	55
		15年以上	Cd2	196
15年未満		Cd3	28	
合 計				1,175

※出典：平成30年度決算 経営比較分析表（水道事業・下水道事業）類似団体一覧（総務省Webサイト）

### ① 収益的収支比率

収益的収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益に対して、汚水処理に係る費用に地方債償還金（建設時の借金）を加えた総費用がどの程度賄えているかを表す指標です。当指標については、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上を目標とすることが好ましいとされています。

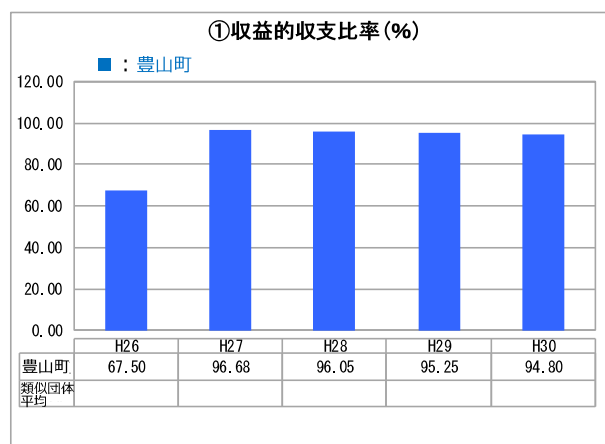


図 1.1 収益的収支比率（単年度の収支）

本町における平成30年度の収益的収支比率は約95%であり、最近4か年にわたり95%前後で推移しています。これは、下水道整備に伴う償還金負担が増しているためであり、償還のピークが過ぎるまではこの傾向が続く見込みです。

今後は100%以上の比率に向けて、総収益の増加（接続促進による水洗化率の向上等）、総費用の削減（汚水処理原価の低減等）に努めます。

$$\text{収益的収支比率} = \text{総収益} / (\text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$$

### ② 累積欠損金比率

累積欠損金比率とは、営業収益に対する営業活動により生じた損失で、経年的に累積した損失の状況を示す指標です。当指標については、累積欠損金が発生していない状況である0%であることが求められます。

本町については、平成30年度時点で法適用前のため該当数値はありません。



図 1.2 累積欠損金比率（累積欠損）

$$\text{累積欠損金比率} = \text{当年度末未処理欠損金} / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$$



### ③ 流動比率

流動比率とは、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があるかの状況を示す指標です。当指標については、1年以内の債務に対し支払い能力がある状況である100%以上が求められています。

本町については、平成30年度時点で法適用前のため該当数値はありません。



図 1.3 流動比率（支払能力）

$$\text{流動比率} = \text{流動資産} / \text{流動負債} \times 100$$

### ④ 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する地方債残高（管路施設を含む汚水処理施設の建設時の借金）の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。当指標については、低いほど経営的には好ましいとされ、類似団体との比較により、本町のおかれている状況を把握・分析します。

本町における平成30年度の企業債残高対事業規模比率は約438%であり、最近4カ年は横ばい傾向で推移しています。

また、平成30年度の類似団体平均値は約1,677%、全国平均値は約682%であり本町は低い水準となっており、今後も継続することが望ましいです。ただし、当指標が低い水準であっても投資規模や使用料水準については適切であるか注視していく必要があります。

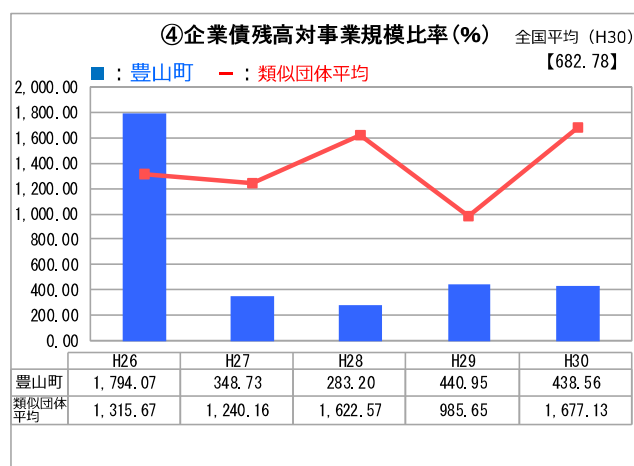


図 1.4 企業債残高対事業規模比率（債務残高）

$$\text{企業債残高対事業規模比率} = \text{地方債現在高合計} / \text{営業収益} \times 100$$

### ⑤ 経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することができます。当指標については100%以上を目標とすることが好ましいとされてます。

本町における平成30年度の経費回収率は約96%であり、最近4カ年は横ばい傾向にあります。

また、平成30年度の類似団体平均は約67%、全国平均は約100%であり、ほぼ全国的な水準であると言えます。今後も、現状を維持しつつ、引き続き経費回収率の向上に努めていきます。

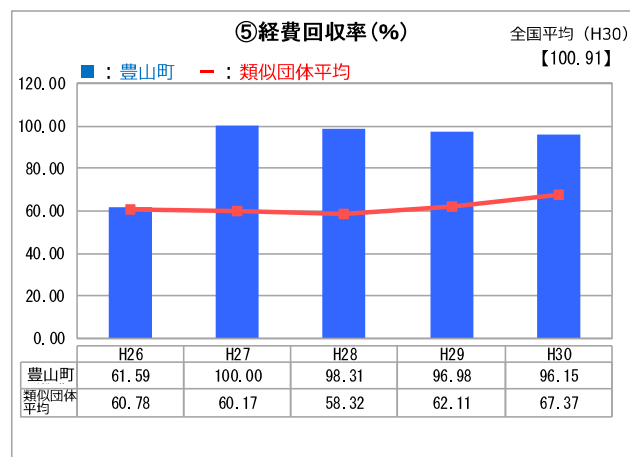


図 1.5 経費回収率（使用料水準の適切性）

$$\text{経費回収率} = \text{使用料} / \text{汚水処理費（公費負担分を除く）} \times 100$$

### ⑥ 汚水処理原価

有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費（管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち使用料として回収すべき費用）及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当指標については、低いほど好ましく、数値が高い場合は経年比較や類似団体との比較等により本町の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

平成30年度の汚水処理原価は150円、類似団体平均値は約202円、全国平均値は約136円であり、本町は類似団体よりは低い水準（費用の効率性は高い）であると言えます。類似団体平均より低い理由としては、有収率（処理水量のうち料金収入が得られる割合）が高い（平成30年度：98.2%）ためです。引き続き、投資の効率化や維持管理費の削減、水洗化率の向上による経営改善に努めます。

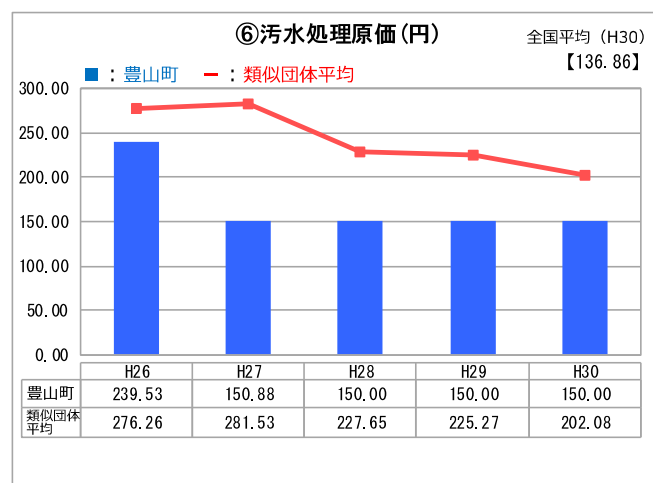


図 1.6 汚水処理原価（費用の効率性）

$$\text{汚水処理原価} = \text{汚水処理費（公費負担分を除く）} / \text{年間有収水量}$$

### ⑦ 施設利用率

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当指標については、一般的には高いほど好ましい数値です。

本町は流域関連公共下水道であり、処理施設を有していないため、当指標は該当しません。

$$\text{施設利用率} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}}$$

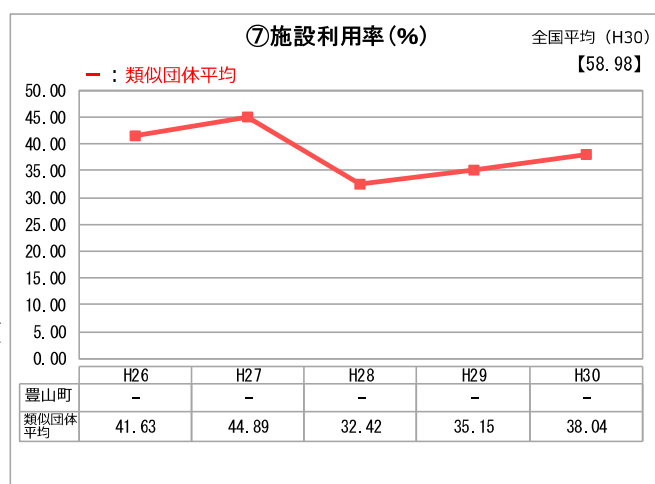


図 1.7 施設利用率（施設の効率性）

### ⑧ 水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。

本町における平成30年度の水洗化率は約56%、類似団体平均値は約62%、全国平均値は95%であり、本町は低い水準と言えます。

これは供用開始区域の拡大に努めているため、概ね横ばい傾向になっていると考えられます。

なお、水洗化率の向上は、使用料収入の増加に直結し、経費回収率の改善に寄与するため、今後も積極的に下水道接続の推進に取り組んでいきます。

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

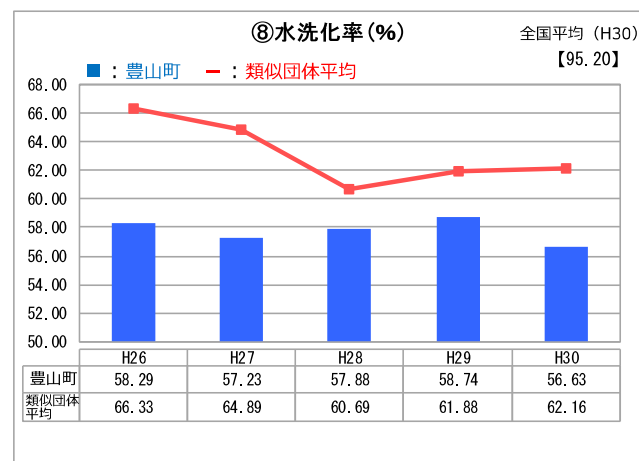


図 1.8 水洗化率（使用料対象の捕捉）

### ⑨ 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標です。当指標については、経年比較や類似団体との比較により、本町のおかれている状況を把握・分析することになります。

本町については、平成30年度時点で法適用前のため該当数値はありません。

有形固定資産減価償却率

$$= \text{有形固定資産減価償却累計額} / \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価} \times 100$$

### ⑩ 管渠老朽化率

管渠老朽化率とは、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示した指標で、管渠の老朽化度合いを示す指標です。当指標については、経年比較や類似団体との比較により、本町のおかれている状況を把握・分析することになります。

本町については、法定耐用年数を経過した管渠が無いいため該当数値はありません。

$$\text{管渠老朽化率} = \text{法定耐用年数を経過した管渠延長} / \text{下水道布設延長} \times 100$$

### ⑪ 管渠改善率

当該年度に更新した管渠延長の割合を示し、管渠の更新ペースや状況を示す指標です。当指標については、例えば数値が2%の場合すべての管渠を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。

本町における平成30年度の管渠改善率は、耐用年数を経過した管渠がないため0.00%です。

$$\text{管渠改善率} = \text{改善（更新・改良・維持）管渠延長} / \text{下水道布設延長} \times 100$$

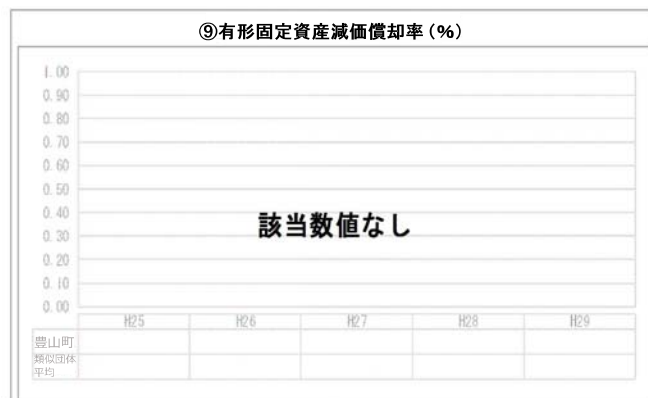


図 1.9 有形固定資産減価償却率  
(施設全体の減価償却の状況)

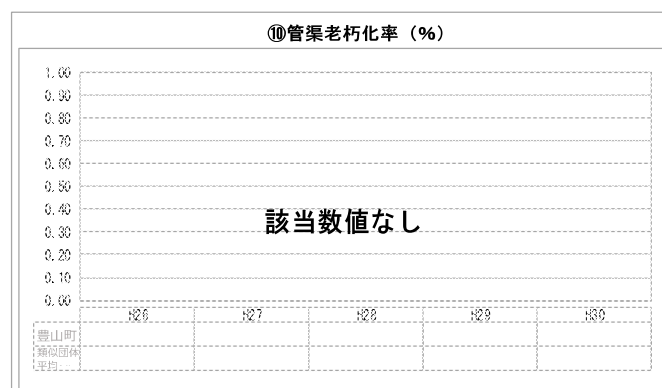


図 1.10 管渠老朽化率(管渠の老朽化状況)

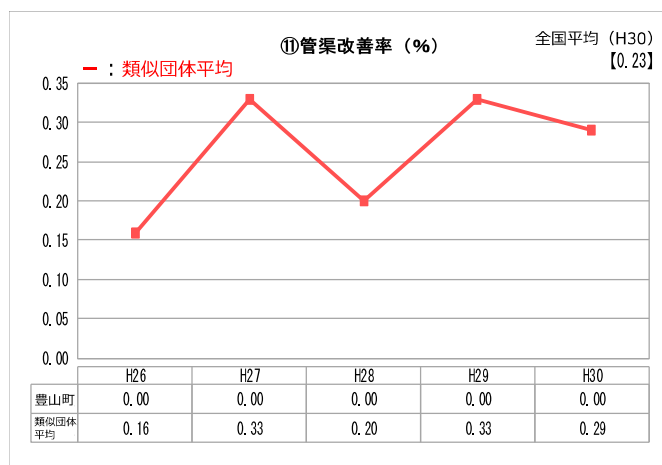


図 1.11 管渠改善率  
(管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況)

## 2. 将来の事業環境

### (1) 行政区域内人口と水洗化人口の予測

将来行政区域内人口については、「豊山町第5次総合計画 令和2年3月」による推計人口を採用しました。「豊山町第5次総合計画 令和2年3月」による推計人口は、人口問題研究所による推計をベースに、出生率の上昇と、近年の同程度の社会移動による増加の持続を仮定して推計したもので、「豊山町都市計画マスタープラン 令和2年3月」に採用されている推計人口です。

この推計では、令和27年頃まで人口の増加が見込まれています。また、今回の計画期間最終年次である令和12年度の行政区域内人口は16,400人としました。

水洗化率については、令和元年度で57%程度と供用開始区域の拡大に努めており、今後も概ね横ばい傾向が続くと考えられ、目標年度令和12年度で60%程度になると推定しました。

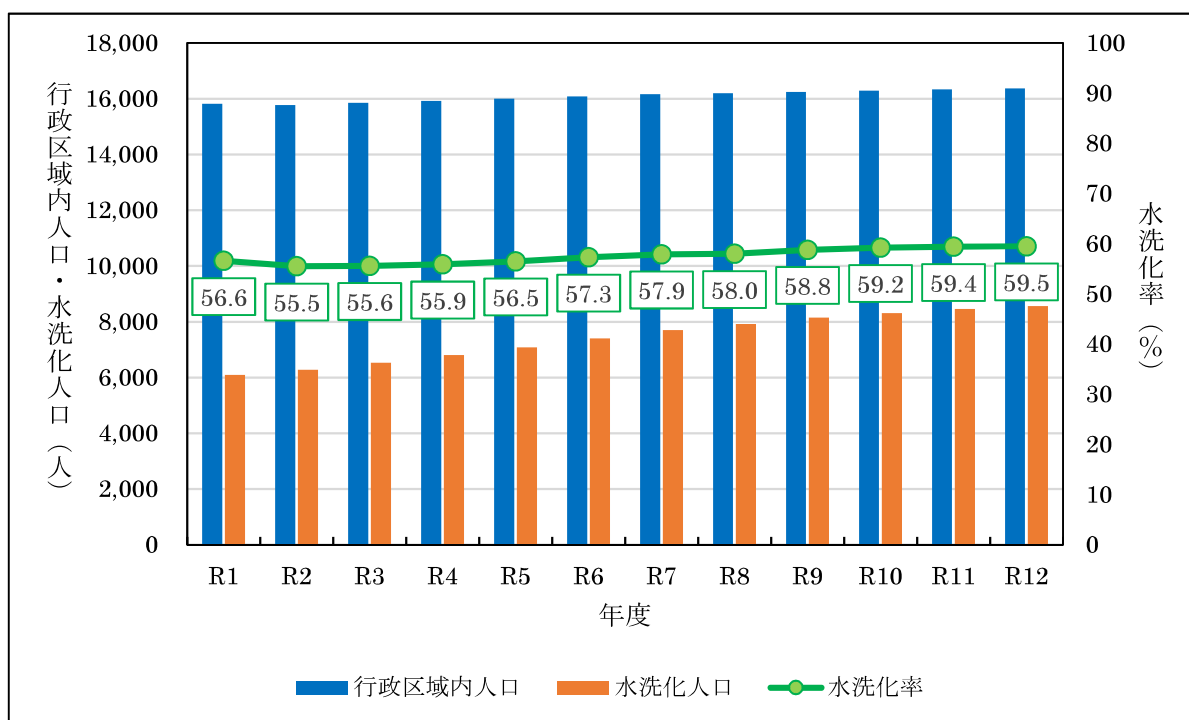


図2.1 行政区域内人口・水洗化人口の予測結果

## (2) 有収水量の予測

有収水量は、有収率×流入汚水量より推計しています。

有収率は令和元年度値を採用し、人口に比例する流入汚水量分は1日1人あたりの汚水量に水洗化人口を乗じた値としました。人口に比例しない流入汚水量分としては工場排水等の排水を見込んでいます。

行政区域内人口の増加、下水道整備面積の増加、接続人口の増加等の要因により増加を続ける見込みとなっています。

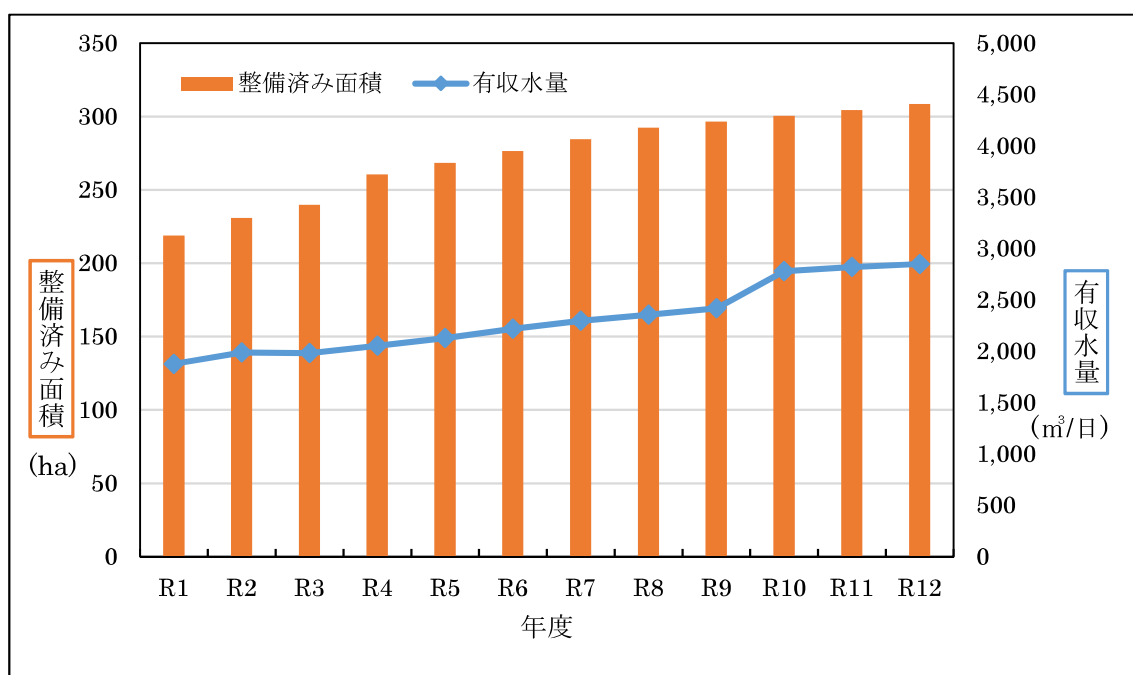


図2.2 有収水量と整備面積の予測結果

### (3) 使用料（使用料収入）の見通し

使用料（使用料収入）は、有収水量×使用料単価にて推計しています。

使用料単価は、令和元年度値を採用し、使用料の改定については見込んでいません。使用料の見通しについては有収水量に比例した伸びが見込まれています。

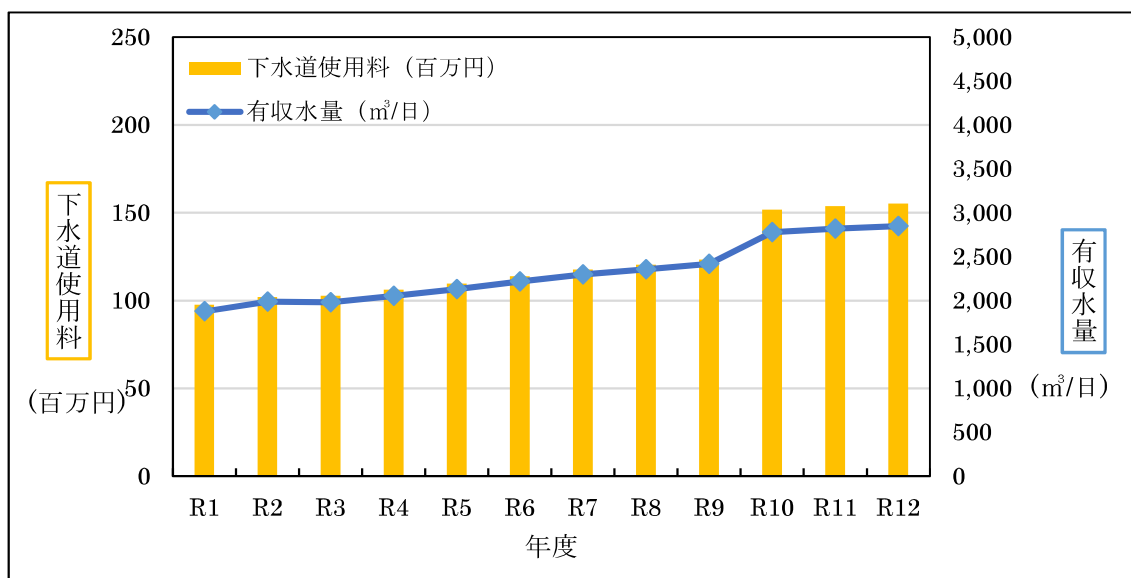


図2.3 使用料（使用料収入）の予測結果

### (4) 施設の見通し

汚水事業については、下水道計画区域約399haのうち約58%に相当する約231haが令和2年度までに整備予定です。未整備区域の管渠整備については令和21年度までに整備完了を予定しています。

雨水事業については、今年度策定予定の雨水対策方針の結果を踏まえた整備完了を予定しています。

### (5) 組織の見通し

下水道係は5人の職員で公共下水道事業を運営しています。経営戦略の計画期間内においては、現状の組織体制を維持しつつ、下水道整備の拡大、管渠施設の維持管理に対応できるような取り組みを進めます。

### 3. 経営の基本方針

公共下水道の役割である「生活環境の改善」と「公共水域の水質保全」を確保するため、豊山町第5次総合計画を踏まえて、下水道の計画的な整備と経営の安定化を基本方針とします。

#### (1) 公共下水道の役割

公共下水道の役割は、大きく分けて2つがあります。

##### 公衆衛生の向上

トイレ・風呂・炊事・洗濯等による生活排水を下水道に流すことにより、清潔で衛生的な生活ができます。

##### 公共用水域の水質保全

集まった汚水を処理場で適切に浄化して川に戻すことにより、川や海の水質が保全できます。

#### (2) 計画的で安定した公共下水道事業の推進

(1)の役割を計画的に安定して果たすために、本町公共下水道では次の目標を掲げました。

##### 下水道の整備

- ・下水道の未普及地域の解消に向けて、整備を促進します。
- ・下水道を安定的に利用できるような適切な維持管理を行います。

##### 下水道経営の安定化

- ・下水道の利便性を説明し、水洗化率の向上に向け、引き続き未接続者へ接続を促します。
- ・経営、資産などの状況を把握することができる公営企業会計を適用します。



## 4. 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）

#### ① 経営戦略における目標値

以下のとおり計画期間内の目標を定め、その達成に努めます。

#### 経費回収率95%以上の確保に努めます

公共下水道事業は本町の発展に大きく貢献しており、事業着手からこれまでに多くの投資を行ってきています。その結果、回収するべき経費も上昇しており、経費回収率は約96%（参考：類似団体平均は約67%）にとどまっています。今後も計画期間内に汚水、雨水の面整備を予定しており、経費回収率の改善は困難な状況ですが、計画期間内の目標として、95%以上の確保に努めます。

#### 水洗化率60%を目指します

本町の公共下水道事業の水洗化率は供用開始区域の拡大に努めているため、概ね横ばい傾向で約56%に達しています。今後もこの傾向が続くことが予測されますが、計画期間内には約60%を目指して公共下水道への接続の促進に努めます。

#### 地方債の発行を抑制します

計画期間内の財源のうち、地方債の発行を抑制します。これにより償還利子を減らし下水道事業のトータルコストの削減に努めます。

#### ② 投資・財政の見通し（税込み）

上記の目標を達成するため策定した「投資・財政計画（収支計画）」は、「巻末資料」に示します。

## (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

汚水事業については、本町の下水道普及率は、令和元年度末現在71.1%です。平成27年度には、汚水処理施設の早期整備を目標としたアクションプランを策定し、平成28年度から社会資本総合整備計画の重点化事業（重点アクションプラン）を新たに設定し、市街化区域及び市街化調整区域の人口集中地区の管渠整備を優先的に実施しています。その後、令和21年度の整備完了に向け引き続き管渠整備を行っていきます。なお、計画期間中においては、管渠の更新等は予定していません。雨水事業については、今年度策定予定の雨水対策方針の結果を踏まえて令和5年度から管渠整備を行っていきます。

#### ■投資額の主な内訳

建設改良費
汚水・雨水の整備費用及び人件費等を計上しています。
地方債償還金
令和2年度までに発行済みの地方債に係る償還金に、上記建設改良費の財源として起債予定の地方債に係る償還金を加えて推計しています。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

計画期間である令和12年度まで、引き続き管渠整備を行っていくことから、供用開始予定のエリアの人口、水洗化率の向上を見込み、使用料収入を算出しています。また、事業費に対する国補助金、地方債等の財源も適切に見込んでいます。

#### ■収入の主な内訳

使用料（使用料収入）
有収水量を推定し、最新の使用料単価（使用料収入／有収水量）の実績を乗じて推計しています。使用料収入は施設の維持管理費の他、地方債償還金にも充当します。
国（県）補助金
国（県）による交付金が見込める事業（主に建設事業）に関しては、交付金を見込んでいます。
他会計繰入金
総務省から通知される繰出基準を踏まえて推計しています。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画のうち投資にかかる建設改良費以外の経費については、過去の投資状況及び今後の事業計画を踏まえ、支出項目別に検討を行いました。計画策定にあたって前提とした主な内容は、次のとおりです。

#### ■収支計画のうち投資以外の経費に関する説明

##### 営業費用（職員給与費）

職員数は変わらないことから、令和元年度決算額を基本として算出しています。

##### 営業費用（その他）

主に経費を計上しています。汚水処理量に比例する傾向にあるものと、そうでないものに分け、前者については処理水量あたりの費用の実績平均値に処理水量を乗じて算出し、後者については費用の実績平均値で将来も一定としています。

##### 営業外費用（その他）

主に旅費、需用費等の費用を計上しています。また、地方公営企業法適用化に係る費用についても計上しています。

##### 地方債利息

投資額及び地方債の発行額を把握しているため適正に計上しています。なお、近年の借入利率は実績で年利0.5%ですが、今回の検討では、借入利率を年利2.0%で見込んでいます。

### (3) 投資・財政計画（収支計画）のポイント

策定した収支・財政計画（収支計画）は、総支出に対して不足する財源を繰入金として受け入れることで、計画期間内では収支均衡となっています。しかし、経費回収率の現状を踏まえれば、過度な地方債を負担することなく、施設のライフサイクルコストを最小限に抑えながら事業を効率的に運営していくことが重要です。これらの観点から、収支・財政計画（収支計画）の中でポイントとなる項目について取り上げます。

#### ① 汚水処理原価と経費回収率の推移

計画期間を通じて経費回収率は95%程度となります。今後は、徐々に経費回収率を増やし、全国平均（加重平均）の100%に近づけていくことを目指します。

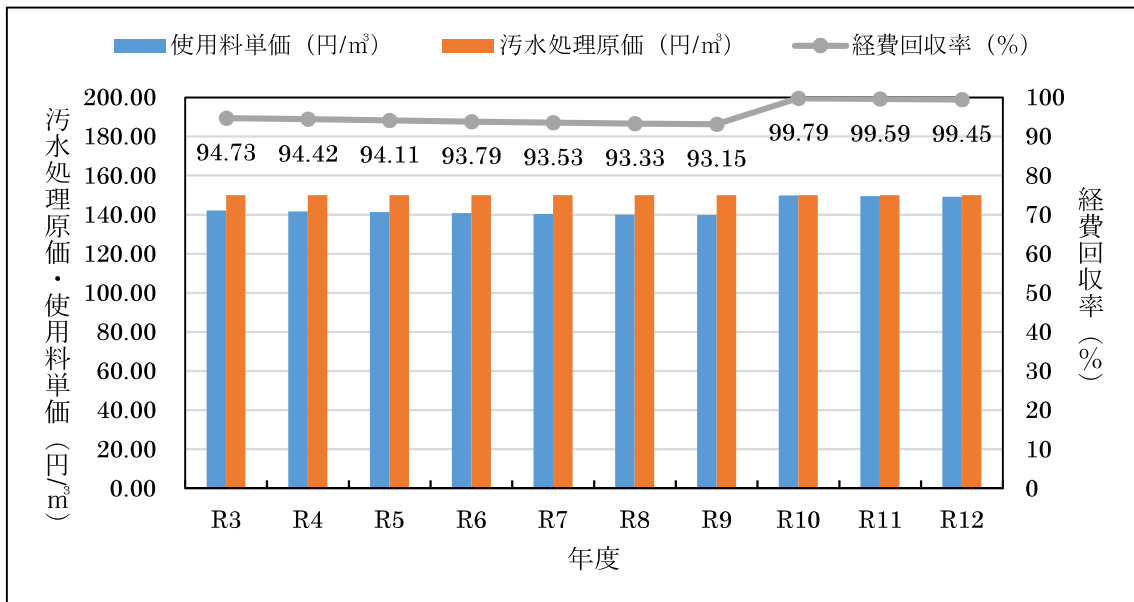


図4.1 汚水処理原価と経費回収率の予測結果

表4.1 汚水処理原価と経費回収率の予測結果

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
汚水処理原価 (円/m³)	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00
使用料単価 (円/m³)	142.45	140.52	142.09	141.63	141.17	140.69	140.29	140.00	139.72	149.68	149.38	149.17
経費回収率 (%)	94.97	93.68	94.73	94.42	94.11	93.79	93.53	93.33	93.15	99.79	99.59	99.45

## ② 建設改良費と地方債残高の推移

公共下水道事業は、計画期間内に汚水及び雨水の面整備の建設改良費を予定しています。しかしながら、地方債の発行抑制に努めることで令和9年度をピークに地方債残高は減少傾向となっていきます。

また、建設改良費については、年度によって差異はありますが、年間投資額の平準化に努めていきます。

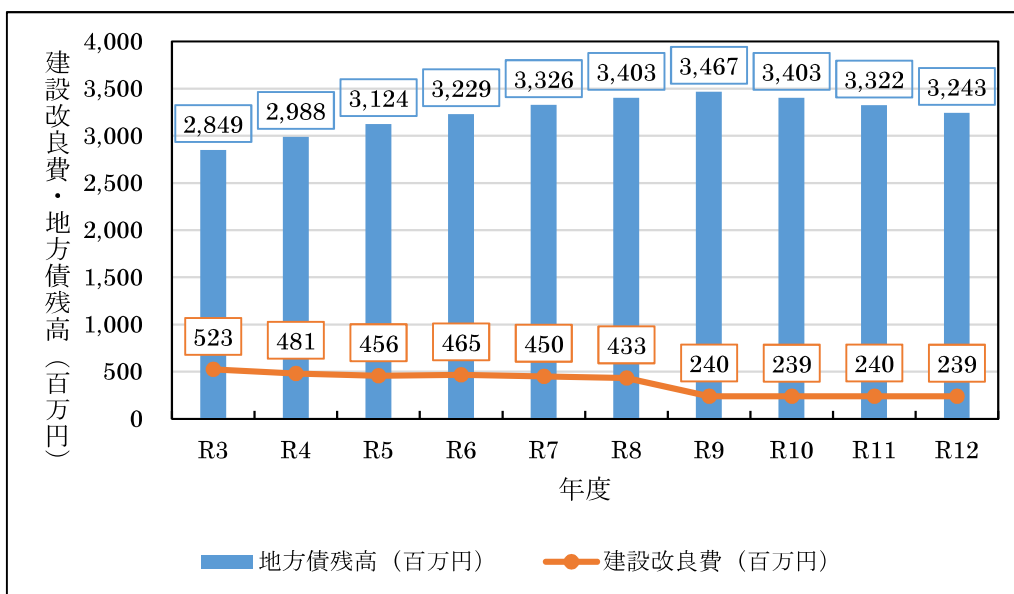
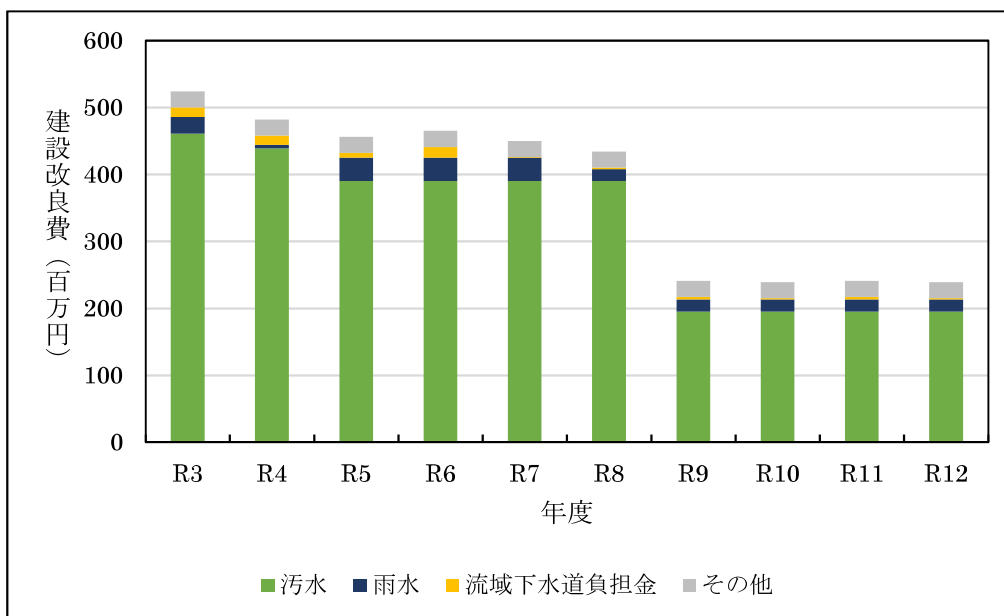


図4.2 建設改良費と地方債残高の予測結果



注) その他…人件費等

図4.3 建設改良費の内訳

### ③ 一般会計繰入金の推移

本計画では、下水道事業として年間2.5億円を上限とし、同程度の繰入額で推移していけるように努力していきます。

使用者負担の原則によれば、支出は使用料収入で賄うことが望ましいとされていますが、公共下水道事業は、地方債償還費の増大による収支の不足分を一般会計繰入で補っているのが現状です。

整備には多額の初期投資を要することから、償還額の負担は世代間負担の公平性を確保する観点からもやむを得ないものと考えています。しかしながら、適正な負担水準を維持するとともに次世代に過度な負担を先送りしないためにも、コスト削減や使用料収入の確保に努めます。

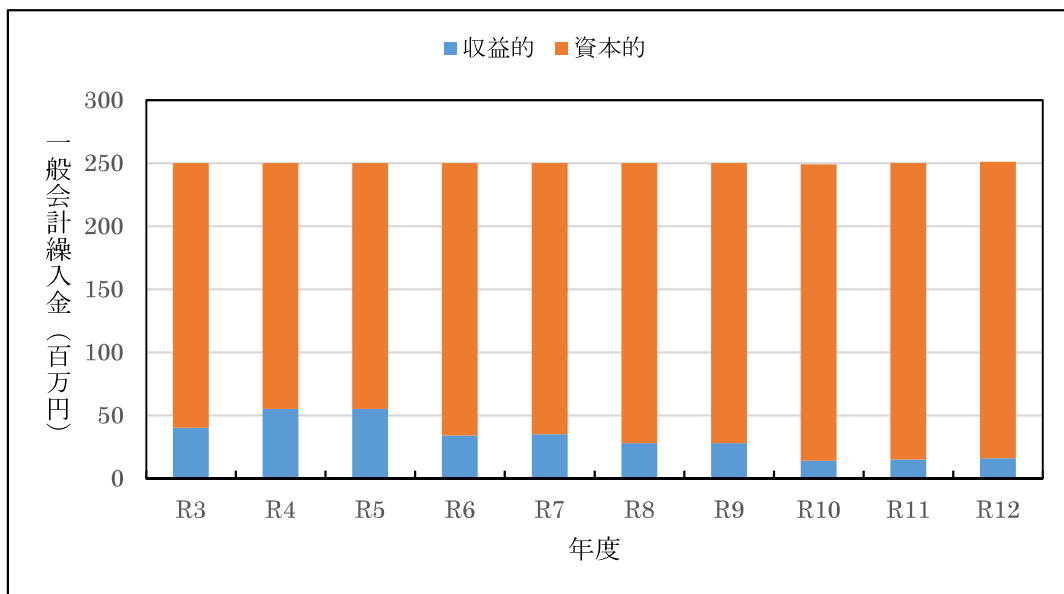


図4.4 一般会計繰入金の予測結果

表4.2 一般会計繰入金の予測結果

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的 (百万円)	45	61	62	41	43	36	36	17	15	20
資本的 (百万円)	205	189	188	209	207	214	214	233	235	230
合計 (百万円)	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250

(4) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	流域関連公共下水道への接続を既に行っています。
投資の平準化に関する事項	継続的に財政収支状況を踏まえた建設スケジュール調整に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	流域関連公共下水道へ接続しており、活用できる施設等を有していません。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	理想的な経営状況である損益均衡のためには、料金収入の確保が不可欠ですが、現時点では、供用開始からの年数も浅く、水洗化率も低いため、これらの向上が最優先と考え料金改定等の検討は行っていません。ただし、公営企業会計の導入による経営の透明化を図り、経営状況を把握し、必要であれば使用料の再検証を行うこととします。
資産活用による収入増加の取組について	土地、施設を有していないため、検討は行っていません。
その他の取組	—

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	計画期間内においては、管渠整備を進めていく段階であるため、民間活力の活用については検討は行っていません。
職員給与費に関する事項	同職種の職員給与については一般会計等の職員給与に準ずる方針を今後とも継続します。
動力費に関する事項	処理場及びマンホールポンプを有していないため、検討は行っていません。
薬品費に関する事項	処理場を有していないため、検討は行っていません。
修繕費に関する事項	平成20年度に供用を開始しており、計画期間(10年)内に法定耐用年数(50年)を超過する管渠施設はありませんが、適宜ストックマネジメント計画等の策定により、リスク管理・修繕費の平準化を検討します。
委託費に関する事項	—
その他の取組	—



## 5. 経営戦略の事後検証、改訂等に関する事項

総務省公表の経営戦略策定ガイドラインにおいて、「改訂に当たっては、経営戦略に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間（3～5年毎）の成果を検証・評価した上で行い、より質の高い経営戦略にすること。」とされています。

PDCAサイクルの確立を通じて計画的経営を実現するとともに、将来にわたって安定的に質の高いサービスの提供体制を確保していくことが責務と考え、検討した経営分析や収支計画について、毎年度実績と比較を行い、5年ごとの中期スパンにおいて経営戦略の再検討を行います。

なお、本町では令和6年4月より地方公営企業法の適用を予定しております。それに伴い経理方式が変わるため、次回経営戦略の更新は、法適後に行うこととします。ただし、経営環境に大きな変化が生じた時は直ちに改訂します。

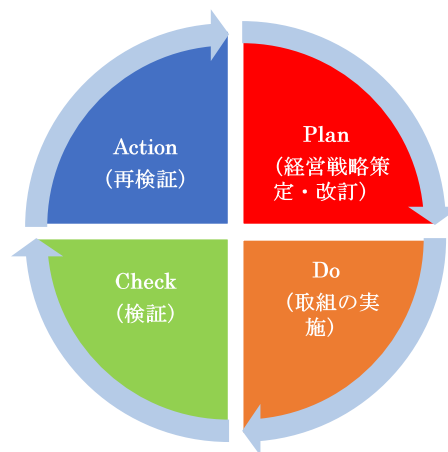


表5.1 経営戦略の改訂予定

年 度	予 定
令和3年度	経営戦略の公表
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	地方公営企業法の適用
令和7年度	経営戦略の改訂作業
令和8年度	経営戦略の公表
令和9年度	
令和10年度	
令和11年度	経営戦略の改訂作業
令和12年度	経営戦略の公表

## 用語解説

用語	説明
<b>あ行</b>	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰出基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1 m <sup>3</sup> あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。
<b>か行</b>	
企業債残高対事業規模比率	事業規模に比して企業債残高（一般会計負担分を除く）がどれくらいあるのかを見る比率。
繰出基準	総務省から公営企業に対する一般会計からの繰出基準（一般会計が負担すべき経費）が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰出基準に合致する経費は基準内繰入と呼ぶ。</li> <li>・繰出基準に合致しない経費は基準外繰入と呼ぶ。</li> </ul>
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（町民の税金）のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等の各種指標を経年的にグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析によって、経営の現状や課題を把握することができる。
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料により賄うことが原則。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために市町村が管理する下水道。広義では特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道も含み、狭義ではこれらは含まない。
広域化・共同化	効率的な事業運営を目的に、複数の汚水処理施設の統合や、運営・管理を一括で行うことを指す。

さ行	
施設利用率	<p>施設の一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的には高い数値であることが望ましい。</p> <p>(算式) 晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100%</p>
指定管理者制度	<p>地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社やその他の団体に委託することができる制度。施設の管理、運営に民間のノウハウを導入することで、効率化を目指す。</p>
収益的収支	<p>一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。</p>
収益的収支比率	<p>総収益/(総費用+地方債償還金)×100 で計算され、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。</p>
資本費	<p>借り入れた地方債の元利償還金と取扱諸費の合計に相当するもの。企業会計方式を採っている場合、資本費は減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費が相当する。</p>
資本的収支	<p>企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る地方債償還金などの支出と、その財源となる収入。</p>
使用料	<p>下水道事業を使用する際の利用料金。</p>
使用料単価	<p>使用料の対象水量 1 m<sup>3</sup>当たりの使用料収入で、使用料の水準を示す。</p> <p>(算式) 使用料÷年間総有収水量 円/m<sup>3</sup></p>
人口問題研究所	<p>厚生労働省の施設等機関で、日本の将来推計人口・世帯数(全国・地域)の作成・公表を行っている。正式な名称は「国立社会保障・人口問題研究所」。</p>
水洗化率	<p>下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合。</p>
ストック マネジメント計画	<p>長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行い、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化することを目的とした計画。</p>

た行	
地方公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。企業として合理的、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供するサービス等の対価である使用料収入によって運営される。 法令により地方公営企業として運営することが義務づけられている上水道、鉄道、電気、ガス等の事業のほか、その他の事業でも条例により任意で地方公営企業として運営することもできる。 一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対して、地方公営企業は企業会計方式により経理が行われる。
地方債	管路の整備などの費用に充てるために国等から長期で借り入れる資金。
は行	
P F I	民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法である。P F I は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法。
P P P	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをP P P（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。P F I は、P P Pの代表的な手法の一つ。
包括的民間委託	従来の仕様発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質などの一定の性能の確保を条件として課す性能発注方式。運転管理方法等の詳細や電力、水道及び薬品等の調達や補修の実施など民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活力を導入し維持管理コストの縮減を図る手段の一つ。
や行	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
ら行	
流域関連 公共下水道	流域下水道に接続して下水を流す公共下水道
流域下水道	二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が管渠の一部及び処理施設の設置管理するものをいう。
ライフサイクルコスト	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計をいう。

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

愛知県 豊山町

業務名	業務名	類似団体区分	管理者の情報	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
法非通用	下水道事業	063	非設置	15,776	6.18	2,552.75
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
-	67.95	98.18	2,160	10,744	2.09	5,140.67

## 1. 経営の健全性・効率性

**①収益的収支比率**

年度	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	67.50	96.68	96.05	95.25	94.80
平均値	90.87				

**②累積火損金比率 (%)**

該当数値なし

**③流動比率 (%)**

該当数値なし

**④企業債残高対事業規模比率**

年度	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	1,794.07	348.73	283.20	440.95	438.56
平均値	1,677.13				

**⑤経費回収率 (%)**

年度	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	60.78	60.17	53.32	62.11	67.37
平均値	60.73				

**⑥汚水処理原価 (円)**

年度	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	236.53	150.88	150.00	150.00	150.00
平均値	202.08				

**⑦施設利用率 (%)**

年度	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	41.63	44.89	32.42	35.15	38.04
平均値	38.04				

**⑧水洗化率 (%)**

年度	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	58.29	57.23	57.88	58.74	56.63
平均値	56.63				

## 2. 老朽化の状況

**①有形固定資産減価償却率 (%)**

該当数値なし

**②営業老朽化率 (%)**

該当数値なし

**③管渠改善率 (%)**

年度	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00				

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成30年度全国平均

### 分析欄

**1. 経営の健全性・効率性について**

①収益的収支比率  
使用料収入が汚水処理費を賄いきれず、収益的収支比率が100%を下回っている。水洗化率が低いことが原因でいく。営業活動を強化し、早期接続を促している。

②累積火損金比率  
企業債残高対事業規模比率は増加傾向にある。建設計画に起因する。低水圧による大口径管の敷設が、接続しにくいことが原因と考えられる。大口径管敷設も大口事業所を中心に接続促進活動を実施し、使用料収入の増加に努める。

③流動比率  
100%を下回っているもの、類似団体平均より低い値となっている。これは、大口事業所が下水道へ接続していることが要因と考えられる。今後大口事業所に接続促進活動を実施し、使用料収入の増加に努める。

④企業債残高対事業規模比率  
汚水処理原価  
類似団体平均より低い値を確保している。要因は、大口事業所が下水道へ接続しているためと考えられる。今後大口事業所を中心に接続促進活動を実施し、使用料収入の増加に努める。

⑤経費回収率  
現在、下水道整備を進めており、下水道利用開始区域は拡大しているため、毎年処理区域内人口は増加している。昨年度は新たに下水道へ接続した人口が少なかったため、水洗化率が減少した。

⑥汚水処理原価  
類似団体平均より低い値を確保している。要因は、大口事業所が下水道へ接続しているためと考えられる。今後大口事業所を中心に接続促進活動を実施し、使用料収入の増加に努める。

⑦施設利用率  
水洗化率は接続類似団体平均より低いため、普及啓発活動を強化し、早期接続を促していく。

**2. 老朽化の状況について**

供用開始から日が長く、法定耐用年数を超えた下水道施設がないため、老朽化状況分析は行っていない。

### 全体総括

収支バランスは、類似団体平均と比較すると、概ね良好と言える。今後普及促進活動を実施し、使用料収入の増加と水洗化率の向上に努め、健全な経営に切り組む。

なお、令和2年度に経営戦略を策定予定である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。



投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収支再差引	(E)+(I)	△ 4,550		△ 1									6,035	
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	5,567		1										
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	1,017											6,035	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(P)	1,017											6,035	
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	110,980	115,859	115,404	122,865	119,274	122,865	127,295	131,375	134,535	137,539	166,240	168,769	170,815
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S) \times 100}$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金	(W)													
地方債	(X)													

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収支分		103,813	48,552	48,552	45,067	61,055	61,593	41,130	42,802	35,716	35,901	16,668	15,051	20,437
うち基準内繰入金		102,576	48,552	48,552	45,067	61,055	61,593	41,130	42,802	35,716	35,901	16,668	15,051	20,437
うち基準外繰入金		1,237												
資本的収支分		149,589	219,810	219,810	204,913	188,889	188,364	208,864	207,190	214,280	214,080	233,269	234,883	229,509
うち基準内繰入金		8,876	3,352	3,352	3,183	3,009	2,832	2,651	2,467	2,279	2,086	1,889	1,690	1,486
うち基準外繰入金		140,713	216,458	216,458	201,730	185,880	185,532	206,213	204,723	212,001	211,994	231,380	233,193	228,023
合計		253,402	268,362	268,362	249,980	249,944	249,957	249,994	249,992	249,996	249,981	249,937	249,934	249,946